

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 電話交換業務委託契約書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 重盛 康司（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの電話交換業務について次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、委託業務の全部又は一部を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

3 甲および乙は、関係法令を遵守して本契約を履行する。

4 乙は、委託業務を誠実に履行するものとする。

5 第1項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料金等）

第3条 この契約に基づく委託料は、 _____円とする。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額は、 _____円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項にかかる消費税及び地方消費税額は、本契約締結時に適用されている税率に基づき計算されたものであり、契約期間中途において消費税等が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

3 前項に定める委託料の各年度の総額は、以下のとおりとする。

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月） _____円

令和9年度（令和9年4月～令和10年3月） _____円

4 前2項に定める各年度の委託料月額は、 _____円とする。

（うち消費税及び地方消費税額 _____円）

5 乙は、当該月の業務完了後に前項の月額を甲に請求し、甲は乙の適正且つ正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

6 乙は、甲が自己の理由により料金の支払を遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいた率により計算した遅延利息を甲に請求できるものとする。

（契約保証金）

第4条 沖縄県病院事業局財務規程第133条第1項の規定により、 _____円とする。（または沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項第○号の規定により、免除する。）

(契約内容の遵守)

第5条 乙は、電話交換業務にあたっては、別添仕様書の他、関係法令を遵守し、細心の注意を払い、周囲に迷惑のかからないよう配慮し、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(感染症対策)

第6条 乙は、従事者に対し仕様書で定める感染症について、ワクチン接種及び各感染症抗体価の管理等を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償の責務)

第9条 この契約の履行に関して発生した損害については、乙が一切の責任を負うものとする。ただし、甲の原因による場合は、この限りではない。

(改善命令)

第10条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(法令上の責任)

第11条 乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合は再委託することができるものとする。

3 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。

(2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

(3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
 - (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
 - (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
- 4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第14条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（履行不能の場合の措置）

第15条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

（予算の減額による契約の解除）

第16条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

（契約外の事項）

第17条 この契約に疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証する為、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県南風原町字新川 118-1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長 重盛 康司

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、甲の求めに応じて書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、甲の求めに応じて書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適

用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が

判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。